くらしの中の上下水道

ピッチャン ポッチャン
ガイドブック

保存版

「ウォータン」

「カッピー」

川崎市上下水道局

川崎市

もくじ

くらしの中の上下水道

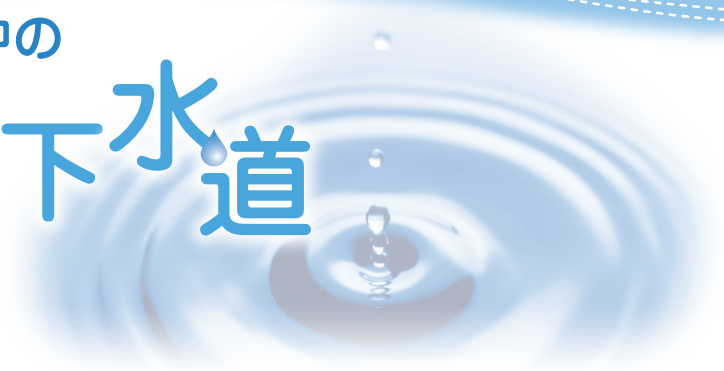

1. 上下水道のご使用について …… 2
2. こんなときはお届けください …… 2
3. 水道料金・下水道使用料について …… 3
4. 水道料金・下水道使用料のお支払いについて …… 5
5. 「使用水量のお知らせ兼納入通知書」の見方 …… 7
6. メーター検針が正しく円滑にできるようご協力ください …… 8
7. 漏水の発見 …… 8
8. 水道で困ったときは …… 8
9. 下水道で困ったときは …… 11
10. 下水道を大切に使うために …… 12
11. 水道についてのお問い合わせは …… 13
12. 下水道についてのお問い合わせは …… 14
13. 「くらしの中の上下水道」PDF版について …… 15
14. 災害時応急給水拠点について …… 15
15. ご注意ください！！ …… 15

1. 上下水道のご使用について

水道は「川崎市水道条例」、下水道は「川崎市下水道条例」に基づきご使用いただいております。

ご使用にあたっては、次のことをあらかじめご了承願います。

- 水道料金及び下水道使用料は、隔月（「毎月検針」は毎月）ごとに水道メーターの計量に基づいて算定し、隔月（「毎月検針」は毎月）ごとにお支払いいただきます。
- 月の途中において使用開始したとき、またはやめるときの料金等は、月数により算定します。
- 水道メーターの故障等により使用水量が不明のときは、認定（推定）で料金を算定します。
- 指定期限内に料金の支払いがない場合には、水道の供給を停止することがあります。
- 災害などのやむをえない場合は、水道の供給を停止したり、使用を制限したりすることがあります。
- 上下水道を無断で使用しますと、川崎市水道条例第３６条及び川崎市下水道条例第３６条に基づき、過料を科せられることがあります。

2. こんなときはお届けください

■上下水道を使用するとき［水道使用開始届］

次のいずれかの方法でお届けください。

- インターネットでのお申込み

川崎市　水道　使用　検索

- 電話でのお申込み

上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）

電話：044-200-3548 ※午前８時30分から午後８時まで（年中無休）

■上下水道の使用をやめるとき［休止・中止届］

引っ越していくとき、長期間の留守などで一時水道の使用を止めたいとき、家のとりこわしなどで水道を廃止するときは、水道の使用をやめる４～５日前までに次のいずれかの方法でお届けください。

※お届けの際は、検針時にお渡しする「使用水量のお知らせ兼納入通知書」等に記載されている水道番号をお知らせください。
※更地にする場合などは、水道メーターの回収に伺います。

●インターネットでのお申込み

川崎市　水道　休止　検索

●電話でのお申込み

上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）
電話：044-200-3548 ※午前８時30分から午後８時まで（年中無休）

■その他の変更があったとき［変更届］

●ご使用者の名義や所有者が変わったとき

●請求書の送付先等を変えたいとき

●共同住宅扱い（水道メーターを共有している）を適用しているアパート等で、世帯数が変わるとき

上下水道お客さまセンター（電話：044-200-3548）にご連絡ください。

3. 水道料金・下水道使用料について

■水道料金・下水道使用料の早見表・計算方法について

上下水道局ウェブサイトをご覧ください。

川崎市水道料金 早見表　検索

■福祉減免（水道料金・下水道使用料）

上下水道の使用者または同居のご家族の方が次のいずれかに該当する場合は、申請により水道料金・下水道使用料の一部が減免される制度があります。

●身体障害者……身体障害者手帳の交付を受け、１級又は２級の障害を有する方。
●知的障害者……児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が35以下と判定された方。
●精神障害者……精神障害者手帳の交付を受け、1級の障害を有する方。
●重複障害者……次の①～③のうち２つ以上に該当する場合
①身体障害者手帳の交付を受け、３級の障害を有する方。
②児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された方。
③精神障害者手帳の交付を受け、２級の障害を有する方。
●要介護高齢者……在宅の年齢65歳以上で、要介護認定により要介護４又は５の認定を受けた方。

お住まいの区	障害者担当	精神障害担当	高齢者担当
川崎区	044－201－3215	044－201－3213	044－201－3080
幸区	044－556－6654	044－556－6695	044－556－6619
中原区	044－744－3296	044－744－3297	044－744－3217
高津区	044－861－3252	044－861－3309	044－861－3255
宮前区	044－856－3304	044－856－3262	044－856－3242
多摩区	044－935－3302	044－935－3324	044－935－3266
麻生区	044－965－5159	044－965－5259	044－965－5148

※申請手続きなど、詳しくは各区役所の地域みまもり支援センター・地区健康福祉ステーションへお問い合わせください。なお、減免申請は、水道の使用場所ごとの申請になりますので、川崎市内で引っ越した場合でも、改めて申請が必要となります。

■施設減免（下水道使用料）

社会福祉に関する施設又は医療機関に該当する場合は、申請により下水道使用料の一部が減免される制度です。

※施設減免について、詳しくは上下水道局サービス推進部営業課へお問い合わせください。

4. 水道料金・下水道使用料のお支払いについて

■口座振替によるお支払い

- お客さまの預金口座から自動的にお支払いいただく方法です。
- 振替日は検針した月の翌月 11 日（土･日･休日の場合は翌営業日）です。
  ※預金残高不足で振替できなかった場合には、28 日（土・日・休日の場合は翌営業日）に再度振替を行います。（ただし、一部に再度振替ができない場合もあります。）
- ウェブサイトから「水道料金・下水道使用料 Web 口座振替受付サービス」の利用によりお申込みいただけます。

  申請はこちらから
- 口座振替用紙の送付をご希望の場合は、上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社 044-200-3548）へご連絡ください。必要事項を記入し口座（通帳）の届出印を押印のうえ、預貯金口座のある取扱金融機関の窓口でお申込みください。通帳・印鑑・水道番号のわかるもの（使用水量のお知らせ兼納入通知書等）をご用意ください。
  ※手続き完了までには日数を要しますのでご了承ください。
  ※印鑑レス口座の場合は、金融機関に押印の要否をご確認ください。
  ※ネット銀行はインターネット申請のみ対応しています。
  申込用紙での申請はできません。
- 川崎市内に本店･支店のある金融機関に限ります。（ネット銀行を除く）詳しくはご利用の金融機関でご確認ください。
- 市内転居に限り、引っ越し後も転居前の振替口座をご利用いただけます。ご希望の場合は、水道使用開始・休止の届出の際にお知らせください。
  ※継続する預金口座を解約しないでください。
  ※ 使用者氏名は引っ越し前と同一にしてください。
  ※引っ越し前の水道番号・使用者氏名は、「使用水量のお知らせ兼納入通知書」等をご覧ください。

■クレジットカードによるお支払い（かわさき上下水道アプリ申込限定）

- お客さまのクレジットカードから継続的にお支払いいただく方法です。
- かわさき上下水道アプリからのお申込みに限ります。
  ※クレジットカードによるお支払いには、インターネットが利用できる端末（パソコンやスマートフォン・タブレット等）が必要です。
  ※水道の使用開始直後は、アプリの登録はできません。
  初回検針後､「使用水量のお知らせ兼納入通知書」がお手元に届いてからご登録ください。
  ※かわさき上下水道アプリをダウンロードし、水道番号を登録後、「メニュー>申込>クレジットカード払い申込」からお手続きください。
- かわさき上下水道アプリは、スマートフォンやパソコンで使用水量や水道料金等の確認、お支払いなどができるアプリです。

  かわさき水道アプリのダウンロード・登録はこちらから

■納付書によるお支払い

水道メーター検針時に「使用水量のお知らせ兼納入通知書」と「水道料金等納付書兼領収書」（バーコード付きのお支払い用紙）をお届けしますので、納期限までに封筒の裏面に明記されている**取扱窓口（金融機関、コンビニエンスストア）、モバイル決済アプリ**でお支払いください。ご不明な点がありましたら、上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）までお問い合わせください。

※かわさき上下水道アプリをご登録の方は、納付書等の配布が無くなります。
※かわさき上下水道アプリにバーコード付きのお支払い画面が表示されますので、コンビニエンスストア（ローソンなど以外）、モバイル決済アプリでお支払いください。

■下水道使用料のお支払い

- 下水道を使用されているお客さまは、水道料金と一緒に下水道使用料をお支払いいただいております。
- 井戸水（地下水）をご使用のお客さまで、排水を公共下水道に流した場合は、下水道使用料をお支払いいただくことになりますので、公共下水道使用開始届を提出していただきます。
- 公共下水道への接続の有無について確認をするための現地調査等を行っています。
- 公共下水道に接続されていない場合は、下水道使用料の徴収対象外になりますので、営業課まで、ご連絡をお願いします。

水道料金・下水道使用料の支払い

5. 「使用水量のお知らせ兼納入通知書」の見方

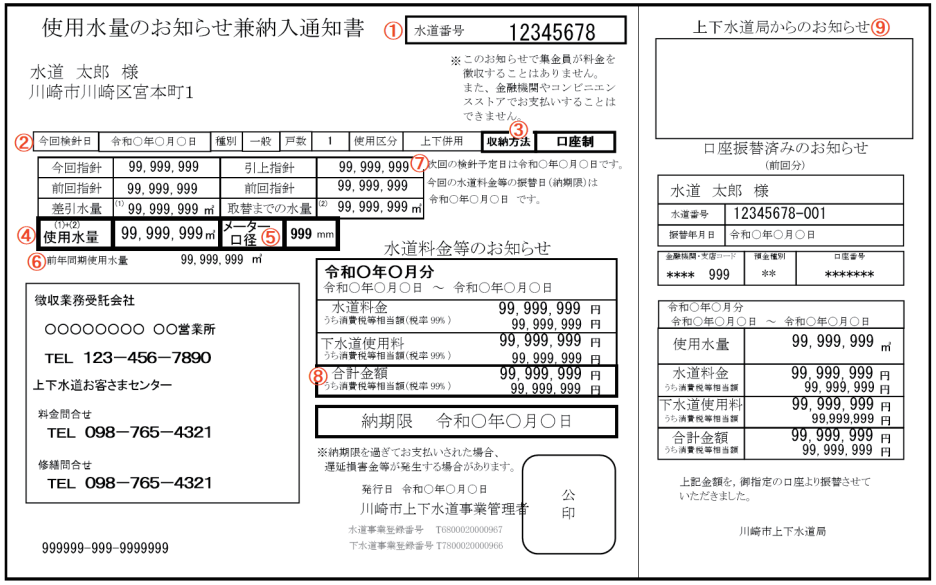
使用水量のお知らせ兼納入通知書 ① 水道番号 12345678

※このお知らせで集金員が料金を徴収することはありません。また、金融機関やコンビニエンスストアでお支払いすることはできません。

水道 太郎 様
川崎市川崎区宮本町1

② 今回検針日 令和○年○月○日 | 種別 一般 | 戸数 1 | 使用区分 上下併用 | 収納方法 口座制 ③

今回指針	99,999,999	引上指針	99,999,999
前回指針	99,999,999	前回指針	99,999,999
差引水量	(1) 99,999,999 ㎥	取替までの水量	(2) 99,999,999 ㎥

⑦ 次回の検針予定日は令和○年○月○日です。
今回の水道料金等の振替日（納期限）は令和○年○月○日 です。

④ (1)-(2) 使用水量 99,999,999㎥ | メーター口径 ⑤ 999 mm

⑥ 前年同期使用水量 99,999,999 ㎥

徴収業務受託会社
○○○○○○○○ ○○営業所
TEL 123−456−7890
上下水道お客さまセンター
料金問合せ
TEL 098−765−4321
修繕問合せ
TEL 098−765−4321

999999-999-9999999

水道料金等のお知らせ

令和○年○月分
令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日

水道料金	99,999,999 円
うち消費税等相当額（税率 99%）	99,999,999 円
下水道使用料	99,999,999 円
うち消費税等相当額（税率 99%）	99,999,999 円
⑧ 合計金額	99,999,999 円
うち消費税等相当額（税率 99%）	99,999,999 円

納期限 令和○年○月○日

※納期限を過ぎてお支払いされた場合、遅延損害金等が発生する場合があります。

発行日 令和○年○月○日
川崎市上下水道事業管理者
水道事業登録番号 T6800020000967
下水道事業登録番号 T7800020000966
公印

上下水道局からのお知らせ ⑨

口座振替済みのお知らせ
（前回分）

水道 太郎 様

水道番号	12345678-001
振替年月日	令和○年○月○日

金融機関・支店コード	預金種別	口座番号
**** 999	**	*******

令和○年○月分
令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日

使用水量	99,999,999 ㎥
水道料金 うち消費税等相当額	99,999,999 円 99,999,999 円
下水道使用料 うち消費税等相当額	99,999,999 円 99,999,999 円
合計金額 うち消費税等相当額	99,999,999 円 99,999,999 円

上記金額を，御指定の口座より振替させていただきました。

川崎市上下水道局

※こちらは、水量と金額をお知らせするものであり、支払用紙ではありません。
※かわさき上下水道アプリの登録によりアプリ上で表示されるようになり、紙による配布は無くなります。

① 水道番号 …… お客さまからの問い合わせにすばやく対応できるように給水装置場所ごとに決められている番号です。お問い合わせの際、お知らせください。
② 検針年月日 …… 検針員がお客さまのメーターを確認した日です。
③ 収納方法 …… お客さまの現在の支払方法を表示しています。
④ 使用水量 …… 今回の使用水量です。
⑤ メーター口径 …… 水道メーターの大きさを示すもので、水が通る部分の太さを表します。
⑥ 前年同期使用水量 …… 今回と前年同時期の使用水量を比較して、水道の使い方を確認することができます。
⑦ 次回検針予定日 …… 次回検針予定日です。
⑧ 合計金額 …… 今回の使用水量による料金です。
⑨ お知らせ …… 前回分の水道料金等口座振替済みのお知らせやお客さまへのご案内を記載しています。

6. メーター検針が正しく円滑にできるようご協力ください

- メーターボックスの上に物を置かないでください。
- 犬は出入口やメーターボックスから離れた場所につないでください。
- メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。

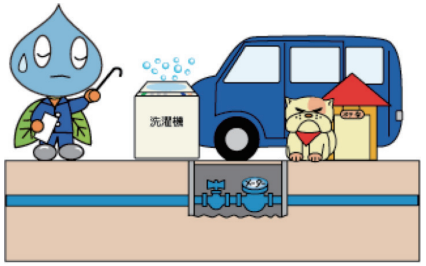

7. 漏水の発見

使用水量が普段に比べて著しく多いときなどは、漏水している可能性があります。漏水は次のような方法で簡単に確認できます。

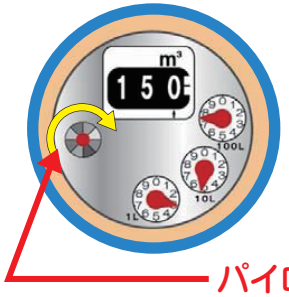

パイロット

■確認方法

水道を使用すると水道メーターの**パイロット**が回転します。水道を使用していない（蛇口をすべて閉め、トイレなどの水を使用していない）状態で、パイロットが回転しているときは、メーターから蛇口までの間で漏水をしている可能性があります。

※一部パイロットのついていないメーターもあります。

8. 水道で困ったときは

■上下水道局で行う漏水修理の範囲について

道路上の漏水は、原則上下水道局で修理を行いますが、宅地内での漏水は、漏水箇所により上下水道局施行範囲内（無償修理）か否か分かれます。

詳細については、上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）にお問い合わせいただくか、上下水道局ウェブサイトでご確認ください。

上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）※ 24 時間年中無休	フリーダイヤル 0120 − 014 − 734

■漏水の調査

地下に埋まっている水道管で漏水が起きると、漏水箇所が上下水道局で無償修理できる範囲かわからないことがありますので、上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）にご連絡ください。上下水道局が契約した業者が調査に伺います。

■上下水道局施行範囲内（無償修理）の申し込み

上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）にご連絡ください。上下水道局が契約した業者が伺います。また、次の点にご注意ください。

- 宅地内の復旧は、コンクリート（5cm 以内）またはアスファルト（5cm 以内）のみとなります。また、高級タイルなどの復旧は行わず、掘削により植栽などに影響が生じても上下水道局では責任を負いかねますのでご了承ください。
- 上下水道局施行範囲内（無償修理）部分をお客さまが指定給水装置工事事業者に直接修理依頼をした場合、費用はお客さまのご負担になります。
- 上下水道局が無償で行う漏水修理の範囲で漏水が起きても上下水道局で修理できないことがあります。その場合は、お客さまから指定給水装置工事事業者へ修理**（有償修理）**を依頼してください。
  (1)障害物（庭石、植木、門扉など）があることにより、修理の施行が困難と認められるとき。
  (2)よう壁、水路などがあることにより、修理の施行が困難と認められるとき。
  (3)給水装置の使用者や所有者が故意に破損させたとき。
  (4)給水装置の使用者や所有者の重大な過失によるとき。
  (5)給水装置工事やその他の工事中に破損させたとき（工事中破損）。

■上下水道局施行範囲外等によるお客さま負担の修理について

上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）で指定給水装置工事事業者を紹介します。なお、ウェブサイトでも確認できますので、必ず見積もりを取るなどして修理を依頼してください。マンションやアパートの方は、管理人または所有者に連絡してください。

給水装置（給水管・蛇口等）はお客さまの財産です。
維持管理については、お客さま、または、所有者が行うこととなっております。

■上下水道局施行範囲内（無償修理）の対象とならない代表的なもの

	故障箇所	修理の依頼先
蛇　口		指定給水装置工事事業者 このほか、通常の水道の故障と異なり、専用部品、専門器具の故障の場合には、メーカー、メンテナンス会社等にお問い合わせください。
水洗トイレ		
湯沸かし器		
太陽熱温水機器		機器メーカー販売店
マンションやビルの受水タンクより先の給水設備		管理人または所有者に連絡してください。

■緊急時の対処方法（水道メーターから蛇口までの間で漏水しているとき）

水道メーターから蛇口までの水漏れを一時的に止めたいときは、メーターボックスの中にあるメーター止水栓のハンドルを「閉」の向きに回してください。メーター止水栓を閉めると家の中の水道が全部止まります。水漏れが止まったかどうか念のためご確認ください。

水道メーターから蛇口までの漏水の修理は、最寄りの指定給水装置工事事業者へご連絡ください（有料となります）。

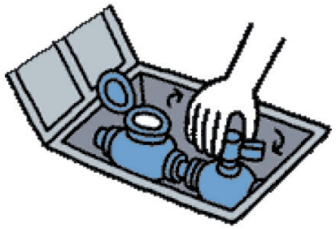

9. 下水道で困ったときは

排水管がつまったら

宅地内（排水設備）の場合

維持管理は各ご家庭で行っていただいておりますので、排水管などの工事を行っている工事店へ連絡してください。

連絡先がわからない場合は、川崎市管工事業協同組合（☎0120-320-419）にご相談ください。お近くの業者を紹介しています。

公道内（公共下水道）の場合

市で管理しておりますので、お住まいの地区の下水道（管理）事務所へご連絡ください。

次のような場合、試してください

台所やお風呂場などの排水がつまった場合

・排水口の周りにゴミがありませんか？
・水をはりラバーカップ（吸引カップ）を使用して、数回、いきおいよく引き上げてみてください。

排水口から悪臭がする場合

・台所や洗面台の排水口のすぐ下にトラップがあるので、水を流してトラップに水をためてみてください。

上記の方法で改善されない場合は、指定工事店などにご相談ください。

10. 下水道を大切に使うために

トイレットペーパーを使いましょう

ガムやタバコ等のゴミ、新聞紙、紙おむつ等は、トイレのつまりの原因になります。

料理で使った油は流さないでください

下水道管の中で冷えて固まってしまい、管がつまって下水が流れなくなります。

台所からゴミを流さないでください

食事の食べ残しや野菜くずなどを排水口から流すと、家庭の排水管や下水道管のつまりの原因になります。

ゴミを道路の側溝やますに捨てないでください

道路のますにゴミを捨てると下水道管がつまり、雨水が道路にあふれてしまいます。また、降雨時にゴミなどが海や川などに流れてしまうことがあります。

薬品は流さないでください

ガソリンなどの石油類や薬品などは、下水道管を傷めるばかりでなく、爆発や引火の原因となるおそれがあります。

ディスポーザーの使用について

ディスポーザーは、台所の生ゴミを細かく砕いて、水と一緒に下水道に流す設備ですが、下水道管のつまりや悪臭の原因になります。（ディスポーザーの単独での使用はできません。）ディスポーザー排水処理システムの設置を計画するにあたっては、上下水道局の各下水道（管理）事務所へご相談ください。

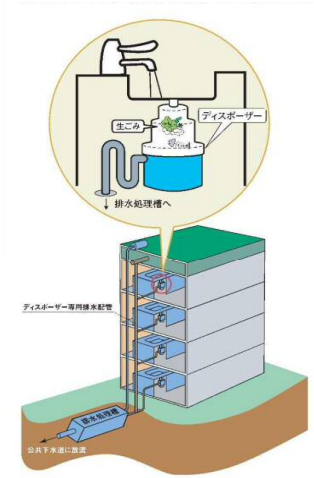

11. 水道についてのお問い合わせは

■お問い合わせのときは、水道番号をお忘れなく！

料金についてのお問い合わせや、引っ越しされるときは、領収書、または検針時にお渡しする「使用水量のお知らせ兼納入通知書」に記載されてある水道番号をお知らせください。

■お問い合わせ先

○引っ越し、料金その他お問い合わせ

上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）川崎市内全域
電話：044 － 200 － 3548　　FAX：044 － 200 － 0041
電子メール：kawasaki@jougesui.jp
※午前８時30分から午後８時まで（年中無休）

○修繕に関するお問い合わせ

上下水道お客さまセンター（受付業務受託会社）川崎市内全域
電話：0120 － 014 － 734　　FAX：044 － 200 － 0041
※24時間（年中無休）

○給水装置に関するお問い合わせ

南部サービスセンター〔川崎区・幸区・中原区〕
電話：044 － 544 － 5433　　FAX：044 － 544 － 3707
※平日午前８時30分から午後５時まで　土曜・日曜・休日は休み

中部サービスセンター〔高津区・宮前区〕
電話：044 － 855 － 3232　　FAX：044 － 855 － 3242
※平日午前８時30分から午後５時まで　土曜・日曜・休日は休み

北部サービスセンター〔多摩区・麻生区〕
電話：044 － 951 － 0303　　FAX：044 － 951 － 0677
※平日午前８時30分から午後５時まで　土曜・日曜・休日は休み

12. 下水道についてのお問い合わせは

問い合わせ内容	担当部署	電話番号
●下水道使用料	上下水道局サービス推進部営業課	（200）2872
●水洗便所への改造の助成金・融資あっせん制度 ●水洗化紛争あっせん制度に関すること	上下水道局下水道部下水道管理課	（200）2922
●接続ますから下水道本管までの故障 ●私道対策、排水設備の設置 ●下水道管工事についてお気付きのこと ●工事湧水の排出に関すること	南部下水道事務所〔川崎区・幸区〕	（344）4866
	中部下水道事務所〔中原区・高津区〕	（751）2966
	西部下水道管理事務所〔宮前区〕	（852）5131
	北部下水道管理事務所〔多摩区・麻生区〕	（954）0208
●工場･事業場排水の届出、排除基準等	上下水道局下水道部下水道水質課	（200）2878
●道路側溝及び道路の雨水ますが詰まった時	川崎区役所道路公園センター整備課	（244）3206
	幸区役所道路公園センター整備課	（544）5500
	中原区役所道路公園センター整備課	（788）2311
	高津区役所道路公園センター整備課	（833）1221
	宮前区役所道路公園センター整備課	（877）1661
	多摩区役所道路公園センター整備課	（946）0044
	麻生区役所道路公園センター整備課	（954）0505
●水洗便所、宅地内排水管の故障	排水設備の工事を行った指定工事店、または川崎市管工事業協同組合	〔川崎市管工事業協同組合〕 0120（320）419

13. 「くらしの中の上下水道」PDF版について

本ガイドブックは、ウェブサイトからPDF版のダウンロードが可能です。日本語 English（英語）**简体中文** 繁體中文（中国語）
한국어（韓国語）Español（スペイン語）
Filipino（フィリピノ語・タガログ語）

川崎市 水道 ガイドブック　検索

14. 災害時応急給水拠点について

地震などの災害で断水が起きた場合に応急給水を行う施設の整備を進めています。
給水拠点や種類については、上下水道局ウェブサイトをご覧ください。

川崎市 給水拠点　検索

15. ご注意ください！！

■上下水道局職員を装った事件等が多発しております。

- お客さまから依頼のない水質調査や漏水調査等は行っておりません。
- メーターの交換・検査、水質調査及び漏水調査でお金をいただくことはありません。
- 浄水器等の販売はいっさい行っておりません。
- 工事に伴う調査と称して個人情報を聞き出そうとする事例が起きています。

■上下水道局のウェブサイトで委託業者の服装を紹介しています。

川崎市上下水道局　服装　検索

■川崎市の市政に関するお問い合わせ

川崎市コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」
午前８時～午後９時（年中無休）
電話：044 － 200 － 3939
FAX：044 － 200 － 3900

サンキューコールかわさき　検索

ご注意！

令和８年９月発行